

労審発第 1656 号

令和 7 年 1 月 23 日

厚生労働大臣

福岡 資麿 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 7 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する告示案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 7 年 1 月 23 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給
付費充当徴収保険率を変更する告示案要綱」について

令和 7 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 2 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。